

気候 Network 通信

2003
5/1

第30号

CONTENTS

特集

地球温暖化防止政策

- 気候ネットワークの新たな飛躍へ
- 2. 動き始める CDM
- 3. EUの地球温暖化防止政策
- 4. 新エネルギー特措法と「同意書」問題
- 5. 環境税セミナー報告
- 6. アースデイフォーラム報告
- 7. 各地の動き
- 8. 各種お知らせ・事務局から

気候ネットワークは、温暖化防止のために市民から提言し、行動を起こしていく環境NGO/NPOです。全国の市民・環境NGO/NPOのネットワーク組織として、多くの組織・セクターと連携しながら、温暖化防止型の社会づくりをめざしています。



わたしたちはめざします

- (1) 抜本的な国内対策で京都議定書の6%削減を！
- (2) 環境重視の社会経済システムを！
- (3) 市民・地域主導で温暖化防止の促進を！
- (4) 政策決定プロセスに市民の参加と情報公開を！
- (5) 南北の公平をめざし、南の人々と連携を！

URL: <http://www.jca.apc.org/kikonet/>

<京都事務所>

〒604-8124 京都市中京区高倉通四條上ル 高倉ビル305
Tel.075-254-1011 / FAX.075-254-1012
E-mail: kikonet@jca.apc.org

<東京事務所>

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3
半蔵門ウッドフィールド2階
Tel.03-3263-9210 / FAX.03-3263-9463
E-mail: kikotko@jca.apc.org

「明日への環境賞」受賞 ～気候ネットワークの新たな飛躍へ～



4月23日、気候ネットワークに、朝日新聞社が創刊120周年を記念して設けた「明日への環境賞」が贈られました。ここに至る皆さまのご支援・ご協力に深く感謝申し上げます。

気候フォーラムを引き継いだ気候ネットワークはまさに京都議定書とともに生まれ、京都議定書と共に成長してきたNGOです。京都議定書とともに5年の歳月を歩み、京都議定書も発効まであと一歩というところに来ています。今回の受賞は、議定書の発効を当面の目標としてきた私たちの活動への一つの区切りとなり、さらに、次のステップへの飛躍台を用意いただいたものと受け止めています。

京都議定書は難産であり、未熟児で、産後の成育も遅れ、何度、死に直面したか知れません。この困難を生き抜いてきた京都議定書はまさに時代の申し子であり、現代社会の問題が凝縮し、明日に希望をつないできた存在であったことがわかります。私たちは、日本が世界の温暖化政策のカギを握る国の一つであった激動のこの時期に、地球規模の活動に触発を受けながら、文明史的な転換点を、まさに同時代人としてその一翼を担うという栄誉を得てきたことを誇りしたいと思います。

その過程で、国際政治への日本の役割を高めることが、日本のためにも国際社会のためにも不可欠であり、そのために日本の社会が環境重視へと変わる必要があることを見つめてきました。最近の活動の大半を国内政策に投じ、地域づくりに力を注いできたのはそのためです。

イラク戦争を経た今日、ブッシュ政権が京都議定書からの離脱を宣言し、死の宣告をしたことに屈せず、これを乗り越え、温暖化交渉の枠を超えて人々に希望を与えてきた「京都議定書的なもの」は消えてしまったようにさえ見えます。だからこそ、平和を築き、持続可能な社会を築いていくために、平和のもとに人類の叡智を追求した京都議定書の役割を再認識する必要があります。

希望こそが成熟社会への推進力となるものです。同時に、希望が希望であり続けるためにチャレンジしつづけなければならないことを、学んできました。私たちの仕事は尽きることがありません。温暖化に取り組むすべての人々とともに、着実に、温暖化防止へ社会を変える力になっていきたいと、決意を新たにしています。

気候ネットワーク
代表 浅岡美恵

写真：「明日への環境賞」贈呈式の様子

左・受賞団体そろっての記念撮影（前列左から2番目が浅岡代表 その後ろが田浦事務局長）
右・祝賀会でインタビューを受ける浅岡代表（左は田浦事務局長）

動き始めるCDM

京都議定書を台無しにする危険性か！

京都議定書は、先進国が数値目標を達成する手段として、国内対策以外に、他の国で温暖化防止事業を実施すること（先進国間の事業を共同実施（JI）、途上国との間の事業をクリーン開発メカニズム（CDM）と呼ぶ）も認めています。

ここ最近、各国政府や民間企業のJI・CDMに関する動きが活発化してきており、事業案件の数は今年中に世界で約200件に上るとも言われています。

しかし、先行する案件を見ると、温室効果ガスの削減にならないばかりか、環境破壊を促進する事業などもあり、このままでは企業や投資国が「削減クレジット」という利益を得るだけの、京都議定書を台無しにする仕組みになりかねません。

日本は、JI・CDMの世界最大の投資国になると言われています。今後、日本企業が行う事業にも懸念が高まります。

京都議定書を台無しにする“危険な兆候”



オランダ政府の大規模ダム事業承認

その1

オランダ政府が入札を通じて3月に決定した18件のCDM事業のうち、パナマのエスティ・ダムとバイヤノ・ダムの大規模ダム事業は400万CO₂トンの削減が生じると見込まれているが、昨年までに50%以上施工が終わっている。これらは、CDMがなくても営利目的で実施された事業であり、温暖化対策としての追加性がなく、企業が二重の利益を得るだけのものである。しかも大規模ダムは、地域の環境破壊を引き起こす上、貯水池からのメタンの発生により逆に温室効果ガスの排出源となることも指摘されている。

ユーカリからの木炭を鉄鋼生産に使用する事業にブラジル住民らが反対

その2

ブラジルでは、1960～70年代に企業が熱帯林を焼き払ってユーカリの大規模プランテーションを実施し、深刻な環境破壊や地域コミュニティの破壊を招いてきた。その中心企業Planterが同プランテーションから生産した木炭を鉄鋼生産のコークスの代替とする事業案件が、世界銀行の炭素基金（PCF）にあがっている。ブラジルの住民ら50団体は3月、熱帯林と地域経済の破壊を起こしているプランテーションを利用することの問題と、更なる熱帯林破壊の可能性を指摘し、PCFへの投資者にこの事業へ投資しないよう求める手紙を送った。PCFへは日本政府の他、中部電力、中国電力、九州電力、四国電力、東北電力、東京電力、三菱商事、三井物産も投資している。

日本政府の事業の承認指針は、評価基準ほとんどなし

その3

悪いプロジェクトを食い止めるためにはまず政府承認の段階できっちり評価することが必要である。実際、吸収源事業を利用しないと決めた国や、ダム事業について厳しい評価基準を設けた国もある。しかし日本政府の「京都メカニズム活用連絡会」が定めた承認指針には、事業の評価基準がほとんどなく、よほどひどいものでない限り提出案件は基本的に承認する方針ようだ。「承認」というよりはノーチェックの「提出受付」に近い。さらに「マラケシュ合意」でCDM事業へのODA（政府開発援助）の流用は禁止されたにもかかわらず、政府は様々な分野の事業においてODA流用を狙っている。

●環境によい事業だけを奨励するために(※)

こうした危険な兆候が続けば、温暖化防止には全くプラスにならない事業が大半を占め、“偽”の削減クレジットが京都議定書の目標達成に使われてしまう可能性があります。また結果的に、本来優先されるべき小規模の再生可能エネルギー事業などが締め出されてしまう恐れもあります。

それらを防ぐために、今後日本が行う事業についても、温室効果ガスの削減はもちろん、社会的・文化的・環境の側面からも持続可能な事業のみを奨励し、下記に示すような問題のある事業は排除していかなければなりません（原子力発電は、すでに国際合意で事実上利用が禁止されています）。

- ・吸収源事業（植林による吸収量は一時的でいずれ排出される。単一樹種植林による環境破壊も問題）
- ・大規模水力事業（前出の通り）
- ・石炭火力発電事業（例え高効率でも、石炭火力発電を新設することは論外）

私たち市民も、これから厳しい監視の目を向けていくことが必要です。

●国内排出削減対策の重視を！

また言うまでもなく、いかなるJI・CDM事業も、政府や企業が国内対策を怠る口実とされるべきではありません。日本などの先進国が未だ全く不十分な国内対策を“主”に実施することは、京都議定書が明確に記述し求めていることです。JI・CDMに頼ることなく目標達成できるよう国内対策を急ぐ必要があります。

※環境NGO8団体（国際河川ネットワーク・CDMウォッチ・気候ネットワーク・WWFジャパン・地球環境と大気汚染を考える全国市民会議・「環境・持続社会」研究センター・環境エネルギー政策研究所・FoE JAPAN）は3月13日、小泉総理大臣、京都メカニズム活用連絡会を構成する6省の大臣、岡松CDM理事会副議長に宛てて、ここに掲げた主張をまとめた申入書を提出した。



EU(欧州連合)の15カ国は、京都議定書の目標(8%削減)を共同で達成することを約束しています。

EUの地球温暖化政策の最新情報を報告します。

地球温暖化政策の柱は「欧州気候変動プログラム」

欧州委員会は、議定書の目標達成に向け、2000年に「欧州気候変動プログラム(ECCP)」を動かし始めました。ECCPでは、環境NGOや産業界なども参加する計11の分野別作業グループを設置し、各分野における問題の把握、政策措置の検討、費用対効果分析などを行っています。

作業グループ(サブグループを含む)

排出量取引・J・CDM・エネルギー供給・エネルギー消費・交通・産業・代替フロン・調査研究・農業・農業土壌・森林起源の吸収源

このうち7グループによる最初の報告書が2001年に発表され、42の費用効果的な政策・措置(CO₂1トン削減当たり20ユーロ以下のもの)が提案されました。不確実性等はあるものの、これらを導入することで、削減目標の倍の量に当たる6億6400万7億6500万CO₂トンの削減が可能であることが明らかになりました。欧州委員会はこの報告書に基づいて、様々な政策導入に動き出しています。

EU内排出量取引制度に関する指令案

2005年からEUレベルでの排出量取引制度の導入を予定しています。

欧州議会と欧州理事会で合意できれば今年中にも最終決定します。一定規模以上の特定分野の事業所を対象に各国が排出枠を義務付け、取引を認めます。目標を守らなければ罰金が課せられます。実現すれば、英国など独自に導入している排出量取引制度もEU制度に一本化されていくと見られます。世界に先駆けた国際的な取引制度の実施は、日本にも影響を及ぼすでしょう。

運輸用のバイオ燃料利用促進に関する指令案

自家用車の燃費については日韓欧の業界団体が2008年までに25%の向上(1km当たりCO₂排出量を最大140gとする)を約束していますが、運輸用燃料についても新たな指令が準備されています。指令案では、2020年までに運輸用燃料の20%をバイオ燃料(生物起源燃料)、天然ガス、水素・燃料電池で代替することを目指し、短期的には2005年末までに2%をバイオ燃料とすることを義務付け、税制優遇などを行う方針です。

代替フロンガスの規制措置に関する指令案

様々な用途で使われている代替フロン等について、(1)排出抑制、(2)規制・禁止、(3)データ報告、の3つの観点から規定する指令が今年の夏・秋に向けて準備されています。カーエアコンの代替フロン対策については特に問題視し、回収・破壊義務などに止まらない長期的視点での政策措置が検討されています。

※その他に、建築物のエネルギー基準やグリーン購入、熱電併給、共同実施、CDMに関する指令なども準備されています。

CLOSE-UP 温暖化対策最前線!

EUの地球温暖化防止政策

ます。今年夏頃にはECCPの第2回報告書がまとまる予定です。

自然エネルギー普及促進へ、2010年には倍増の12%へ

EUでは早くから、自然エネルギー普及の方針を強く打ち出し、1997年には、全エネルギーに占める自然エネルギーの割合を2010年までに倍増(6%→12%)させる目標を設定しています。その実現に向けて、2001年には、自然エネルギーによる電力の割合を2010年に8%増加(14%→22%)させる指令を採択し、各国毎に到達目標を定めました。加盟国は2年毎に進捗状況をまとめ、5年毎に次の10年の到達目標を設定することが義務付けられています。また、欧州委員会は2005年秋に各国の政策措置を評価し、EUレベルで共通の支援措置を提案する予定です。前出のバイオ燃料の利用を促進する指令案も、運輸部門の自然エネルギー率を高め、EU全体の12%目標達成へ寄与するものと位置づけられています。

環境税の進展は小さく...

ヨーロッパには環境税を導入している国が多くありますが、1992年に提案されたEUの共通環境税は導入に至りませんでした。1997年に提案された共通のエネルギー税は、今年3月欧州財務相理事会でようやく合意されましたが、税率は低く非課税対象も多いため、エネルギー消費抑制効果は小さいと考えられています。EUレベルでの環境税の前進は小さく止まってお

り、同じ効果を発揮しうる政策手法として、むしろ排出量取引制度に傾いているといえます。

★3月末にブリュッセルを訪ねて★

EUといえども政策はまだ万全ではなく、加盟国の実施は今後の大きな課題だと思えます。しかし、自然エネルギー政策を筆頭に、日本がかなり遅れを取っているのは明らかです。EUの政策決定プロセスは注目に値します。ECCPでは、環境NGOも参加し透明なプロセスで進められた報告書がEUの政策立案の基礎になり、建設的に政策実現へつながっています。市民の環境情報へのアクセス権を保障する「オース条約」の存在は、他の場面でも実質的な市民参加を後押ししています。日本では私たちの目の届かない省庁間の密室協議で政策決定されるのが実情であり、大きな違いです。また興味深いのは、欧州委員会の環境総局が、他の総局に関わる政策までイニシアチブを取って立案し、説得してそれなりに導入に結び付けていることです。たて割りの壁を超えて動けない日本の環境省とつい比較してしまいます。EUの政策も参考にしつつ、日本でもしつかりした政策を積み上げていきたいものです。

(平田仁子・気候ネットワーク)



欧州議会(上)と
欧州委員会(下)



新エネ利用特措法と「同意書」問題

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク (GEN) 代表 飯田哲也

4月1日に、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(新エネ利用特措法)が施行された。太陽光発電を巡る「同意書」問題を中心に、同法を巡る状況と問題点を整理して報告する。

● 太陽光発電を巡る「同意書」問題

新エネ利用特措法の施行に先立って、各電力会社から、太陽光発電設備の所有者に対して「同意書」が配られている。内容は、(1) 新エネ設備認定を代行すること、および(2) RPSクレジットが電力会社の帰属になること、の2点について同意を求めるものである。

この文書は、個人の太陽光設置者に対して、電力会社の都合を一方的に求めるものである。そもそも、太陽光発電は、電力会社の余剰電力買取りだけではなく、設置者による経済的負担によって成立していることを考えると、その環境保全価値が電力会社に自動的に移転するものではない。また、この「同意書」には、電力会社が独占的な立場を利用し、個々の需要家に契約の変更を迫る「脅し」に近いニュアンスも含まれているものもあった。

これに対してGENとしては、(1) 太陽光発電の既設置者の地位保全、(2) 環境保全価値が設置者に帰属することの担保、(3) 設置者および市民の立場に立った「同意」条件、(4) 十分な説明責任、(5) 太陽光発電買取りのルール化、の5点を求め、3月28日付で各電力会社および政府に申し入れをしている。今のところ、政府や電力会社からの回答はないものの、太陽光発電の既設置者をはじめ、各方面からの賛同を得ている。

● 「新エネ認定電源」の申請状況

さて、新エネ利用特措法の施行に先だって、昨年の12月から始まった新エネ発電設備の認定が急速に進み、この3月末で合計9,600件あまり、180万kWに及ぶ認定が行われている。その内訳から、状況がおぼろげながら見えはじめている。件数が多いのは住宅用の太陽光発電によるもので、これを除けば581件となっている。また、電源の種類ごとの出力合計を見ると、バイオマスが128万kWと全体の7割を占め、風力発電が41万kW、水力が10万kW、太陽光が3万5千kWと続く。

この数字で、バイオマスの数字が突出して大きいのは、その多くを廃棄物発電や化石燃料との混焼などが占めていることによるものであり、やはり、廃棄物発電を石油代替としての「新エネルギー」としてみるのではなく、総合的な環境リスクとして廃棄物発電の是非を評価する視点への切り替えとともに、「新エネルギー」という定義の見直しが必要であろう。

● 動き始めた電力会社

電力会社の方も、新エネ利用特措法を運用する上で第1段階となる「電気部分」(新エネクレジットを除く部分)

に対する購入メニューがようやく出そろった。従来の余剰電力購入メニューを踏襲したものだが、非常に複雑なものになっている。小規模な風力事業などには長期の優遇価格を用意するなど、それなりに配慮した側面もある。しかし、自然エネルギーの普及は、本来、極めて優先度の高い公共政策であることから、一私企業である電力会社が一方的に決めるべきではない。また、詳細な前提や計算方法が開示されていないという情報公開と説明責任の問題や、新エネの「電気部分」に対して「焚き減らし」でしか評価しないといった問題が置き去りにされている。

● 北電の「抽選」を巡る悲喜劇

北海道電力は、昨年夏に「25万kW」という風力発電の導入制限を公表し、既設置分との差を「抽選」で決定するとしていた。その抽選が4月16日に行われ、事業用の8万kWという枠に対して、65.1万kWと8倍を超える競争率となった上に、そのほとんどすべてを1社が独占する結果となった。この「異常な結果」を受け、抽選方法そのものに不公平を生む欠陥があったとして、日本風力発電協会は各方面に公式の抗議文を送っている。

この「抽選」が公正でない問題は論外であるが、そもそも、せっかく事業性の確実な風力発電事業が65万kWもあるにもかかわらず、これを抽選で絞り込むこと自体に問題がある。北海道電力が問題視する系統の制約は、技術的および経済負担の問題に過ぎず、99年に15万kWの制限を北電が公表した時点で、政府は抜本的な手を打つべきであった。

● まだ見えない「市場」

新エネ利用特措法も始まり、設備認定や電力会社による購入メニューなど、足場は固まりつつあるが、肝心の「新エネクレジット」の「市場」がまだ見えない。各電力会社とも、廃棄物発電におけるバイオマス成分の確定に手間取っており、自社の正味の義務量が確定しないことが取引の整わない直接の原因のようだが、それが確定しても、十分な「市場」は期待できない。そもそも目標値が低すぎ、目標達成年が先送りされているために、当面3年間程度は、一般電気事業者は新規に購入する必要がなく、電事連内で「肩代わり」すれば事足りる。しかも、目標値を超えた新エネクレジットを電力会社が購入するインセンティブも組み込まれていない。つまり、市場の流動性がほとんど期待できないだけでなく、需要がほとんどない「市場」である。「3年後の検証」を待つまでもなく、明らかに「市場のデザインの失敗」といえよう。自然エネルギーにとって陰鬱な時代がしばらく続きそうである。

環境税 ～地球・国・地方の切り札～

3月25日(火) 主催:「環境・持続社会」研究センター(JACSES)

報告:大塚晃(JACSES)



「環境・持続社会」研究センター(JACSES)は、3月25日(火)にセミナー「環境税～地球・国・地方の切り札～」を炭素税研究会の協力のもと開催しました。

第一部: 報告

パネル討論に先立って、諸富徹氏(京都大学助教授)による報告が行われました。

環境税に関する動向報告の後、税収を社会保険料などの減税に充てる「税収中立」と地球温暖化対策の財源とする「目的税化」との比較整理、「税収中立」型の環境税等により、CO₂削減と雇用・経済対策を両立したドイツの事例などが紹介されました。その後、国に先駆けて導入・検討されている「地方環境税」の現状について報告が行われました。

第二部: パネル討論

引き続き伊藤康氏(千葉商大助教授)を司会とし、温暖化対策税の使途とその背景理念を主な論点としてパネル討論が行われ、各パネラーから次のような意見が出されました。

小林光氏(環境省審議官)は、環境省が今夏までに行う温暖化対策税の具体的な制度設計について、省の方針と状況を報告し、また個人的意見として「税収を幅広い分野の温暖化対策支援に充てる「目的税化」をすべき」と述べました。

田端正広氏(衆議院議員/公明党)は、自らによる環境税“田端私案”を発表し、環境大臣をサポートし、環境税の実現を後押しする意向を表明しました。

中川正春氏(衆議院議員/民主党)は、「低税率、一般財源、但し新エネ/省エネ対策に重点的に予算配分」とする民主党“環境税提案”を説明し、提案をさらに改善する意欲を示しました。また「目的税化は道路特別会計に見られる透明性の問題から避けるべき」としました。

中村敦夫氏(参議院議員/みどりの会議)は、「価値観や産業形態などの大転換が必要」との持論を展開し、「税収を省庁が取り合った結果、大気汚染や温暖化を進める予算に使われる」ことの危惧と、「炭素税は第一に無駄を省かせることの重要性の観点から必要」とする意見を述べました。

有田芳子氏(全国消費者団体連絡会)は、環境税について「消費者団体はほとんど反対しないと思うが、消費税の際の不信感から目的税化の意見が多いだろう。しかしその使い方を見ると「目的税で良いのか」と疑問が生じる」と述べました。

寺西俊一氏(一橋大教授)は、「具体的な制度設計から国民的/政治的合意を作る必要があり、そのためには明快な理念/プロセスを示すことが必要」との見解を示し、また「財政支出側の改革もセットにしないと国民は納得しないだろう」と述べました。

足立治郎(JACSES)は、炭素税研究会による制度設計案を紹介し、温暖化対策の一つとしての炭素税早期導入の必要性和現在の環境税議論への市民参加の重要性を訴え、また、原子力予算が温暖化対策とされている現状などを指摘しました。

「国民的合意の形成」の論点としては、有田氏から「消費税導入時に比べ、消費者による議論はほとんど尽くされていない」との指摘があり、また寺西氏は「より開かれた議論を政策プロセスに組み込むべきで、これは遠回りに見えるが、国民的合意を得る近道である」と述べました。

地方に関しては、中村氏から「環境の持続には“地域主権主義”を基本とすべきで、主導権を地方自治体に渡す意味で税制を考えてはどうか」との意見や、

中川氏から「地方への権限・税源委譲を行い、地方が温暖化対策の知恵を出す方法が良い」との意見が出されました。

参加者との質疑応答では「CO₂の削減に有効な免税措置を具体的に考えるべき」「電力は消費者に近い段階で課税し、消費者に電源を選ばせてはどうか」などの意見が得られました。

最後に小林氏が「透明性確保や課税、使い方の議論は大いにしたい」と述べ、伊藤氏が「理念は制度に表れる。具体的な制度提案を各団体/組織が行うことで議論も深まり、より良い方向に進んでいくだろう。」と述べて、討論が終了しました。

セミナーを終えて

セミナーには悪天候にも関わらず約200名の参加者が訪れました。

現在環境省で検討されている案がそのまま政府案となるとは限りませんが、その後の温暖化対策税導入の成否に重要な意味を持つことは間違いなく、今がまさに正念場と言えます。環境省案やその後の案が適切で公正な制度となるよう、私たちは政府関係者/議員等へのロビー活動を積極的に進めています。

それとともに、環境税の導入には市民の支持が何よりも重要です。炭素税研究会による各地での学習会の開催や、気候ネットワーク作成の『炭素税ってなんだろう?』パンフの普及、あるいは現在執筆中の炭素税に関する書籍の普及などを通じ、市民の理解を深めるための活動も行なって参ります。

本セミナーの議論の詳細と、炭素税研究会の提案につきましては、JACSESのウェブサイト(<http://www.jacses.org/>)をご覧ください。私たちの活動に対するご意見・ご提案などもいただければ幸いです。

アースデイフォーラム 京都議定書につなぐ 地域の温暖化対策

4月26日(土)13:30～16:30
京都テルサ 視聴覚研修室



今回のフォーラムは、パートナーシップによる地域の温暖化対策のあり方に関して議論を行うために、温暖化問題に取り組むNGO、パートナーシップ組織関係者が参加した。

基調報告「温暖化防止・地域の役割と今後の展望」

須田春海氏(全国地球温暖化防止活動推進センター・気候ネットワーク)

長野県は、地域性を活かした具体的な政策が明記された温暖化防止県民計画を策定するなど、現在、対策を積極的に展開しようとしている。しかし、このように県が積極的な長野においても、計画を実現していくことは容易ではない。



日本の温暖化対策は「空転状態」で、国、都道府県、市町村とも、市民に対してライフスタイルの変革を求めるばかりで、それを促進させる政策がない。また具体的な温室効果ガス排出の把握を行っておらず、まるで「体重計のないダイエット」を強制しているようだ。

自治体の取り組みとして、環境都市計画、エネルギー自給政策、エコモビリティ政策、など「脱温暖化都市づくり10か条」を提案しているので参考にしたい。これまでの温暖化対策は国依存で立ち往生していて、地方自治体レベルでの独自の温暖化対策を実施する必要がある。さらに、その取り組みは市民主体による取り組みでなければならない。

円卓会議：「パートナーシップで進める地域の対策」 パネリストより

●吉村むつ子氏(伏水サポートネットワーク)

京のアジェンダ21フォーラムに関わり始めたのがきっかけで環境問題に関心を持った。近所に地下鉄が開通したのに伴い市バスがなくなり不便になったため、自治会と一緒にコミュニティバスを走らせる運動を始めた。アジェンダ21フォーラムや研究者の協力を得て運動を進め、近々に運行が開始されようとしている。パートナーシップで運動を進めてきたからこそ、ここまで来ることができた。現在は環境教育、グリーンコンシューマー活動などに取り組んでいて、今後は醍醐地区に根を下ろしたパートナーシップ組織をつくりたいと考えている。



●宇高史昭氏(京都市地球環境政策課)

京のアジェンダ21フォーラムを中心にパートナーシップによる取り組みを進めてきた。その中でKESは、地域の企業を巻き込んだ取り組みであるが、企業関係者と長い時間をかけて議論を続けつくり上げたからそこ、現在成功していると考えている。



活かす取り組みを実践していく予定である。

●中島有二郎氏(京都府地球温暖化対策プロジェクト)

京都府内では、まだこのような取り組みが活発でない地域が多い。今年度、京都府は地球温暖化防止活動推進センターを指定する予定であり、センターが中心となり、府内全域に活発な活動を広めていきたいと考えている。



◆◆◆コメンテーターから◆◆◆

●新川達郎氏(同志社大学)

地域の違いなどによって様々なパートナーシップのあり方があるだろう。また環境問題にも様々な問題があり、その対策もたて割りであった部分が多い。今後はパートナーシップを通じて、分野を超えて横断的に取り組まなければならないし、その中に温暖化対策もうまく入れ込んでいかなければならない。



●浅岡美恵(気候ネットワーク)

温暖化対策におけるパートナーシップの重要性の認識は社会にかなり広がってきた。地域の対策を動かしているのは市民の熱意だが、行政が現在の動きに追いついていない。本当のパートナーシップが試されている。



●鶴野高資氏(長岡京市環境の部づくり会議)

この会議は、環境基本計画を市民参加で策定したことをきっかけに発足し、自然の保全、歴史と文化の継承、など7つの基本理念のもと、持続可能なまちづくりを目指し活動をしている組織である。会議には、一般市民をはじめ、行政、事業者、市民団体など様々な主体が参加している。エコストア、里山再生、環境教育などの各プロジェクトを、市からの業務委託という形で進めている。行政主導でなく地域社会全体で、あせらず、楽しく、地道に、をモットーにして取り組んでいる。



●荒木正人氏(城陽市環境企画課)

環境基本条例と基本計画を市民参加によって策定した。策定中に市民と行政が激しい議論を交わせた結果、市民と行政の間で役割分担、パートナーシップなどに関する共通認識を持てるようになった。また市民懇話会メンバー自らが市内6地区で環境戸端会議を開催するなど、市民が表に出る形で活発な取り組みが行われた。これからは実際の取り組みに移っていく。



●中山康成氏(宮津市環境衛生課)

地球環境問題にパートナーシップで取り組むため、宮津エコネットワークを設立した。環境教育に力を入れており、市内の小学校でいくつもの組織が協力して環境教育のモデル授業を行った。今後は、小学校へのベレトストーブ導入など、地域の森林資源、自然エネルギーを



円卓会議の議論の内容

◆パートナーシップ組織の課題、今後に向けて

地域における草の根の取り組みを公のパートナーシップの場につなげていくシステムづくり、資金確保が必要であるとの要望や、またパートナーシップ組織やコーディネーターに行政がどのように支援していくかが問われている、との意見が出た。

◆地域協議会について

地域におけるパートナーシップによる温暖化対策を促進する上で重要な役割を期待されている地域協議会について議論し、次のような意見が出された。「国が地域協議会を法律の中で位置づけたことは、温暖化対策をパートナーシップで進める重要性

を認めたことであり、その意味は大きい。しかし、地域協議会に対する国の支援制度は、対策メニューがあらかじめ指定され、パートナーシップで地域にあった対策ができない。パートナーシップ組織で一番重要なのは人であり、それに予算を付ける必要がある。「今後、地域協議会の役割について明確化させること、国の温暖化対策予算の使い道について地域から積極的に声をあげていくこと、国、都道府県、基礎自治体の役割分担などについて考え直すこと、温暖化防止活動推進センターをうまく活用していくこと」といった意見や、「自治体自らが先行して具体的な対策を実施することや、税金の使い道について市民側が積極的に声を挙げていくことが必要である」などの指摘があった。

まとめ：平岡俊一(気候ネットワーク地域温暖化防止研究会) ※このフォーラムは、財団法人京都オムロン地域協力基金より助成を受けて開催いたしました。ご支援ありがとうございました。

Edogawa

●省エネゲーム出版記念ワークショップ「実践！ここまでできる家庭の省エネ」

私たちが作成した「省エネゲーム」を楽しみながら、地域でできる地球温暖化対策を考えてみませんか？ふるってご参加ください。

日時：5月10日（土） 14：00～16：45

場所：タワーホール船堀・研修室（江戸川区総合区民ホール）（東京都江戸川区船堀4-1-1 TEL：03-5676-2211）

<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/shisetsu/bunka/bunka1.html>

参加費：500円または10えどがわと

※「えどがわと」は、市民発電を支えるグリーン電力証書についてくるコミュニティー通貨です。

※当日会場では、グリーン電力証書のほか合同出版から出版された『ECO・エコ 省エネゲーム』も販売します。

問合せ：山崎求博（足元から地球温暖化を考える市民ネット・えどがわ）

E-mail：yamachan@jca.apc.org TEL/FAX：03-3654-9188

Osaka

●「太陽光発電普及における日本の市民の取り組み国際会議 in 大阪」開催

5月12日～20日に大阪で開催される「ワールドPVエポック・イン・大阪」にあわせ、5月18日「太陽光発電普及における日本の市民の取り組み国際会議 in 大阪」が開催される。これは、日本の太陽光発電の普及を支える市民の取り組みを再確認し、また今後の普及のための市民の役割を探るもの。基調報告のほか、各地の普及の担い手によるパネルディスカッションが行われる。

主催：第3回世界太陽光発電世界会議「日本の市民の取り組み」実行委員会

日時：5月18日（日）13：00～17：00 場所：大阪国際会議場（グランキューブ大阪）12F会議室 1202

問合せ：自然エネルギー推進市民フォーラム TEL：03-3834-2427 E-mail：repp@jca.apc.org

ワーカーズコープエコテック関西オフィス TEL：075-644-1211

Kumamoto

●「アースチケット」でバス・市電・電鉄が半額 ～マイカー通勤の削減に向けて～

熊本では、4月22日・23日に使用可能な「アースチケット」（バス・市電・電鉄の半額割引券）を配布し、マイカー通勤の自粛を呼びかける「ノーマイカーデー」を実施しました。これは熊本県・熊本市をはじめとする行政や交通事業者の協力のもと、アースデイにあわせて毎年行っている取り組みで、今年は、トータル12の自治体窓口や交通事業者の事務局で計15,000枚ものアースチケットが配られるなど、市民・事業者・行政のパートナーシップの環は着実に広がっています。22日には、熊本市長や熊本県環境生活部長も参加してのパレードも実施しました。 原育美（環境ネットワークくまもと）

Aomori

>>> 市民参加型の自然エネルギー事業のご案内 <<<

Akita

限りある資源に頼りたくない…、地球温暖化を進めたくない…、放射能の危険にさらされたくない…、このような市民の願いが今、大きな力となります！

2001年9月北海道浜頓別にできた全国初となる市民風力発電所「はまかぜ」ちゃんに続き、2003年春、青森県西津軽群鯉ヶ沢町（風車の愛称：わんず）と秋田県南秋田群天王町（風車の愛称：天風丸）において全国で2例目、3例目となる市民風車が始動を開始しました。この2つの市民風車事業について全国からの出資を募集しております。

市民風車とは、市民の出資によって再生可能エネルギーを産み出す風車を建設し、その売電収益を出資者に還元する風力発電事業です。欧州ではすでに多数の実例があり、風力発電の促進に大きく貢献してきました。日本における2例目、3例目となる青森、秋田の市民風車に出資し、私たち市民の力で次代のきれいなエネルギーを作り出してみませんか？



「わんず」

「天風丸」

風車の支柱に書かれた名前

本プロジェクトは、出資枠は地域枠・全国枠に分かれています。全国枠の窓口は「自然エネルギー市民ファンド」が、地域枠は青森、秋田それぞれ「グリーンエネルギー青森」「市民風車の会あきた」が務めております。

募集期間は3月3日から5月16日。一口10万円、各事業につき10口まで出資が可能です。出資して頂いた方には、風車の支柱への名前の記載、エコツーリズムへの参加など、地域社会と自然を満喫できる企画を計画しております。

お子さんやお孫さんへ将来のプレゼント、ご友人の結婚祝いプレゼントなど、いろいろなご主旨での参加をお待ちしております。

◆問合せ

○自然エネルギー市民ファンド（<http://www.greenfund.jp>）
東京都新宿区四谷1-21 戸田ビル4F
TEL：03-5366-1848

○グリーンエネルギー青森（<http://www.ge-aomori.or.jp/>）
青森市古川1-16-7のむらビル2階
TEL：017-723-2008

○市民風車の会あきた（<http://www.wenet-akita.jp/>）
秋田市川尻御休町4-21 山王ポニービル1F
TEL：018-863-0800

（柳沼佑貴・有限会社 自然エネルギー市民ファンド）

◆地域の温暖化対策 事例発表・交流会 (仮) ◆

地域で先進的な社会実験や具体的な温暖化対策が、市民主導やパートナーシップの形で取り組まれ、成果が広まってきています。この交流会ではそれらの取り組みを進めている人々に集まっていただき、各地の斬新なアイデアや課題克服の経験などが報告されます。ぜひご参加ください。

日時：6月22日(日) 13:00～17:00(予定)

場所：池坊学園第一会議室(洗心館6階)(京都市下京区)

参加費：一般1000円、会員500円

●あわせて気候ネットワーク2003年度総会を開催します。

日時：6月22日(日) 11:00～12:00

場所：池坊学園第一会議室(洗心館6階)(京都市下京区)

議題：2002年度の活動及び収支報告・2003年度の活動及び予算検討

※正会員の方には総会の詳しい案内を送付いたします。ご参加よろしくお願ひします。

関連イベント

「温暖化防止ビフォーアフター」(仮)

温室効果ガスの大きな削減効果の可能性のある住宅・建物についてのセミナーを開催いたします。環境負荷の小さい住宅・建物のあり方や、具体的なリフォームの報告もあります。

日時：6月21日(土) 13:30～(予定)

場所：京エコロジーセンター

(京都市伏見区)

参加費：一般1000円、会員500円

書籍・パンフレットの紹介

『オゾンそうってなんだろう?』

5月中旬にストップ・フロン全国連絡会が『オゾンそうってなんだろう?』を一般書籍としてリニューアル発売致します。日英2カ国語で制作、詳しく、わかりやすい解説付きです。



(写真はリニューアル前の「オゾン層ってなんだろう?」のものです)

(定価¥1500(予定))

『炭素税ってなんだろう?』

気候ネットワークでは、「炭素税研究会」の協力のもと、パンフレット「炭素税ってなんだろう?」(A4版・16ページ)を作成しました。温暖化と税の関係や炭素税の意義をわかりやすく解説しています。



お申し込みは一般書店の他、サンライズ出版のホームページとストップ・フロン全国連絡会へ。

サンライズ出版 <http://www.sunrise-pub.co.jp/>
ストップ・フロン全国連絡会 <http://www.jason-web.org/>

入手ご希望の方は、140円切手を貼ったA4版の返信用封筒を同封の上、事務局までお申し込みください。(10部以上まとめてご希望の場合は、実費をいただくこともありますのでご相談ください。)

ご支援に厚くお礼申し上げます。

事務局から...

●第4回明日への環境賞受賞

気候ネットワークは、朝日新聞社より「第4回 明日への環境賞」を受賞しました。これまで、温暖化防止に取り組む人々・団体のネットワークを活かし、多彩な取り組みを行ってきたことが評価されました。これは、運営委員、会員のみなさまや多くのボランティアのご協力・ご支援のたまものです。心より感謝申し上げます。

●京都にコミュニティーFM開局

京都市内に、NPOが運営するコミュニティーFM、ラジオカフェが開局しました。地域の環境情報なども伝え、市民がサポートし市民が活用できる拠点として期待されます。気候ネットワークも毎週木曜の午後1時から15分間のプログラムをもっています。

周波数:79.7メガヘルツ(京都市内) 問合せ:075-253-6900 URL:<http://www.radiocafe.jp/>

●「温暖化防止ストリート」発行

会員のみなさまの声や意見をお聞きし、温暖化防止活動や人のネットワークを一層広めるための「温暖化防止ストリート」(A4版・4ページ)を発行しました。みなさまからの多くの情報やご意見をお待ちしています。

●ご支援・ご協力ありがとうございます。

国レベル、地域レベルで実質的な効果のある温暖化対策の促進が必要であり、環境NGO・市民の役割がますます大きくなっています。一層のご支援・ご協力をお願いします。

次の方から寄付をいただきました。誠にありがとうございました。

巨英太郎、松井正夫、中須雅治、小関千秋、中村郁也 (敬称略、順不同、2003年4月～5月)

◆気候ネットワーク連続勉強会 in 東京◆

第2回

自然エネルギー促進と

「RPS法」の課題

日時：5月15日(木) 18:45～20:45

場所：環境パートナーシップオフィス 会議室(東京都渋谷区)

参加費：一般1500円、会員500円

講師：長谷川公一氏

(東北大学大学院文学研究科教授)

大林ミカ氏

(環境エネルギー政策研究所 副所長)

※連続勉強会 in 東京は、10月下旬までに全7回開催する予定です。詳細は東京事務所までお問い合わせください。

炭素税関連のセミナー情報

環境セミナー：

地球温暖化にブレーキをかける

「炭素税ってなんだろう?」

日時：2003年5月10日(土)

14:00～16:00、参加費無料

場所：市川市中央図書館内3階、市川市映像文化センター内「市川市教育センター」第2研修室(千葉県市川市)

問合せ：いちかわ地球市民会議

TEL:047-336-4656(松本)

「炭素税セミナー」

日時：2003年6月2日(月)

18:30～20:45

参加費：気候ネットワーク会員 無料
一般 500円

場所：ウィングス京都(京都市中京区)

問合せ：気候ネットワーク京都事務所

ぜひ各地で炭素税に関する学習会を企画してください。講師を派遣いたします。問合せは東京事務所まで。

特定非営利活動法人 気候ネットワーク 代表：浅岡 美恵/副代表：須田 春海/事務局長：田浦 健朗 URL: <http://www.jca.apc.org/kikonet/>

気候ネットワーク通信「気候Network」30号

2003年5月1日発行(隔月1日刊)

編集：DTP:木原浩貴・岡優子

古紙100%の再生紙に大豆油インクを使用し、風力発電による自然エネルギーで印刷しました。



<京都事務所(本部)>

604-8124 京都市中京区高倉通四上ル高倉ビル305

Tel.075-254-1011 FAX.075-254-1012

E-mail: kikonet@jca.apc.org

<東京事務所>

102-0083 東京都千代田区麹町2-3半蔵門ウッドフィールド2階

Tel.03-3263-9210 FAX.03-3263-9463

E-mail: kikotko@jca.apc.org

郵便振替口座：00940-6-79694(加入者名：気候ネットワーク)

銀行振込口座：東京三菱銀行 京都支店 普通口座 1370852(気候ネットワーク)